平成２６年（フ）第１１５号
奈良県葛城市疋田253番地10
債務者　池側　美樹
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
奈良県橿原市吉田町240番地の１　スカイハイツ102号
債務者　奥田ひとみ
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
奈良県大和高田市甘田町10―13　エクシブタカダ206号室、住民票上の住所奈良県大和高田市甘田町９番11号
債務者　立丸　久登
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
和歌山県西牟婁郡白浜町城218番地
債務者　倉本　幸男
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第５１号
三重県度会郡玉城町妙法寺626番地１　第２城東団地204号、住民票上の住所三重県伊勢市宮後１丁目９番１号御園屋テナント１Ｆ
債務者　水谷　英博
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
三重県伊勢市辻久留２丁目10番６号
債務者　角　　和幸
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１７６３号
大阪府守口市金田町６丁目22番13号
債務者　舩越　千穂（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７９４号
大阪市東淀川区南江口２丁目３番２―901号
債務者　土居　　聡
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８２３号
大阪府寝屋川市中木田町29番18号
債務者　ＳＨＩＭＯＤＡこと　下田　公生
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１４８号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目２番18号キューピットヴィレッジ106号
債務者　加島　千穂
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１８２号
大阪市住吉区殿辻１丁目２番26号シーズコート住吉202号
債務者　和田　誠治
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２２１号
大阪府茨木市上泉町４番１号サンアールヨシダ302号
債務者　島倉　義晴
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２２４号
大阪府東大阪市長田西２丁目４番27号　ハイウッズナガタ204号室
債務者　佐藤　耕嗣
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２３１号
大阪市城東区今福東３丁目11番４―106号
債務者　三谷　美恵
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３３６号
大阪市平野区喜連東２丁目２番38号
債務者　玉置　清美
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３４５号
大阪府守口市橋波東之町４丁目５番２―303号
債務者　安井　靖生（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４２６号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番２―213号
債務者　篠原　忠男
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５８６号
大阪府豊中市原田中１丁目６番１号
債務者　菊森　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部